

新旧対比表 ワンタイムパスワード規定

条番号	現行	変更後
第2条 (修正)	1. ワンタイムパスワードの利用対象者は、本条第2項から第5項に規定する新規申込およびワンタイムパスワード利用登録を行い、当行がトークン、カードまたはアプリのワンタイムパスワード利用登録を承認したお客さまとします。	1. ワンタイムパスワードの利用対象者は、本条第2項から第5項に規定する新規申込およびワンタイムパスワード利用登録を行い、当行がトークン、カードまたはアプリのワンタイムパスワード利用登録を承認したお客さまおよび第2条の2第2項に規定するカードのワンタイムパスワード利用登録を行い、当行が利用登録を承認したお客さまとします。
第2条の2 (追加)	—	第2条の2 利用対象者の特例 1. 前条第2項に規定するカードの新規申込がない場合であっても、当行が特に必要があると認めたお客さまについては、本規定を同封の上、お届けの住所にカードを発送することにより交付します。 2. 前項によりカードの交付を受けたお客さまがワンタイムパスワードを利用するには、ワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。ワンタイムパスワード利用登録は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力されたワンタイムパスワード、第2暗証番号が、当行に登録されているワンタイムパスワード、第2暗証番号と一致した場合には、当行はお客さまが本規定に同意のうえ当該利用登録の申込を行ったものとして、お客さまにおいて本規定への同意および正当な申込があったものとみなします。
第7条 (修正)	1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。トークン、カードの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、インターネットバンキングにログインし、当行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法、または当行が個別に定めた方法によるものとし、トークンまたはカードを当行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。アプリの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、または当行が個別に定めた方法とします。	1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。トークン、カードの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、インターネットバンキングにログインし、当行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法、または当行が個別に定めた方法によるものとし、トークンまたはカードを当行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。アプリの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、または当行が個別に定めた方法とします。なお 2024 年 5 月 20 日以降、アプリを利用登録しているお客さまがみずほダイレクトより「ご利用カード（アプリ版）」の利用登録を実施した場合、現在ご利用中のアプリについてはみずほ銀行に対して解約の申込をいただいたものとみなし、自動解約をさせていただきます。自動解約予定日などの詳細については「ご利用カード（アプリ版）」利用登録完了後に、みずほダイレクトにご登録いただいているメールアドレス宛にメールにてご連絡いたします。
	(2024 年 2 月 26 日現在)	(2024 年 5 月 17 日現在)